

平成28年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります！

○介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは？

団塊の世代の人が75歳以上になる2025年(平成37年)までにひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。高齢者が住み慣れた地域で生活続けられるよう地域全体で支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に活かして要介護状態にならないよう予防することが大切です。介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、そのための仕組みとして創設されました。吉野川市では、平成28年4月より実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の 特徴



社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進します。

「心身機能」だけでなく、「参加」、「活動」の視点を取り入れることで、高齢者が地域や社会の中での役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続することを目指します。

介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行します。

要支援1・2の方の生活支援などの多様なニーズにこたえるために、介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、介護予防通所介護(デイサービス)が総合事業に移行し、市の事業(サービス)として実施されます。

○要支援1・2の方で介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している方は、4月以降、要支援認定の更新の際に総合事業に移行します。どのサービスを利用するかは、ご本人の意向と心身の状態を踏まえながら、地域包括支援センターや担当のケアマネジャーと相談して決めます。

○介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみ利用中の高齢者が、引き続きサービスの利用を希望する場合、基本チェックリストで総合事業対象者になる場合は、要介護・要支援の認定を受けずにサービスを継続して利用できるようになります。

○介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の要支援者に対するサービス(介護予防福祉用具貸与・訪問看護・通所リハビリテーションなど)はこれまでどおり予防給付のなかで提供します。

○現在、介護予防訪問介護や介護予防通所介護のサービスを利用していない方で、新たに訪問型・通所型サービスを利用したい場合は吉野川市地域包括支援センターにご相談ください。

介護給付(要介護1～5)

介護給付(要介護1～5)

予防給付
(要支援1・2)

福祉用具貸与、訪問看護
通所リハビリテーションなど

予防給付(要支援1～2)

訪問介護、通所介護

総合事業(要支援1・2、総合事業対象者)
訪問型サービス、通所型サービス

利用までの流れ



○利用できる人

1. 要支援1・2の方

2. 基本チェックリストの結果、生活機能の低下が確認された方

- ①新規でサービスを利用する方
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方
うち右枠の対象にならない方
- ③第2号被保険者（40～64歳）

- ①更新時に要支援1・2で介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方
- ②新規で介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用希望の方

要介護認定

基本チェックリスト

要介護
1～5

要支援1
要支援2

非該当
(自立)

総合事業
対象者

非該当
(自立)

ケアプランの作成
(居宅介護支援事業
所)

ケアプランの作成
(地域包括支援センター)

※通所・訪問介護希望の場合

介護サー
ビスを利用

介護予防サービス
を利用

[介護予防福祉用具貸与、
介護予防通所リハビリ
テーション等]

総合事業を利用
介護予防・
生活支援サービス

介護サービス、総合事業
は利用できませんが、一
般介護予防事業を利用で
きます。

介護予防・生活支援サービス事業

★訪問型サービス

利用者負担割合証で確認 1割・2割

ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除などを利用者と共に行い、利用者自身ができることが増えるよう支援します。

市が指定する訪問介護事業者が提供するサービス
 共に行う国基準相当型訪問サービス

サービス内容	●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ○入浴の介助(見守り)	
提供時間	内容により異なります。概ね1回60分程度	
自己負担 *1割負担の場合	利用回数に応じた利用料になります。 ※初回時には加算があります。	
	週1回程度の利用が必要な場合	1回につき 266円 週1回程度 月1回～4回まで (ただし、月額利用選択・5週(5回以上)になる場合には、 1月につき1,168円)
	週2回程度の利用が必要な場合	1回につき 270円 週2回程度 月5回～8回まで (ただし、月額利用選択・5週(9回以上)になる場合には、 1月につき2,335円)
	週2回程度を超える利用が必要な場合	1回につき 285円 週2回以上 月9回～12回まで (ただし、月額利用選択・5週(13回以上)になる場合には、 1月につき3,704円)

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

☆通所型サービス

利用者負担割合証で確認 1割・2割

デイサービスセンターで、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング、食事・入浴などのサービスなどが日帰りで受けられます。

市が指定する通所介護事業者が提供するサービス
 国基準相当型通所サービス

サービス内容	●体操(運動器機能向上) ●レクリエーション ●入浴 ●食事など	
送 迎	自宅からデイサービスの間の送迎を行うことを基本としています。	
提供時間	平均3時間以上9時間未満の範囲でサービスを提供します。	
自己負担 *1割負担の場合	利用回数に応じた利用料になります	
	週1回程度の利用が必要な場合	1回につき 378円 週1回程度 月1回～4回まで (ただし、月額利用選択・5週(5回以上)になる場合には、 1月につき1,647円)
	週2回程度の利用が必要な場合	1回につき 389円 週2回程度 月5回～8回まで (ただし、月額利用選択・5週(9回以上)になる場合には、 1月につき3,377円)

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

●お問い合わせ 市介護保険課 吉野川市地域包括支援センター ☎22-2265